

## 会 議 録

会 議 録	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	
開 催 日 時	平成31年2月14日（木）14時00分～15時25分	
開 催 場 所	山陽小野田市3階第2委員会室	
出 席 者	特別養護老人ホーム長寿園 上村篤子 小野田赤十字在宅介護支援センター 川村優子 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 篠原明子 高千帆苑在宅介護支援センター 末光容子 長寿園居宅介護支援事業所 西原まゆみ 小野田医師会 萩田勝彦 山陽小野田市民生児童委員協議会 村田和義 サンライフ山陽在宅介護支援センター 山高正義	
欠 席 者	小野田老人ホーム 糸永小夜子 厚狭郡医師会 土屋直隆 山陽小野田市社会福祉協議会 小柳朋治 山陽在宅介護支援センター 高木早苗	委 員 数 12人 出 席 者 数 8人 欠 席 者 数 4人
事務担当課 及び職員	福祉部次長 桶谷一博 福祉部次長兼高齢福祉課長 兼本裕子 高齢福祉課技監 河野静恵 高齢福祉課長補佐 河田圭司 高齢福祉課主査 石井尚子 高齢福祉課主査兼介護保険係長 篠原紀子 高齢福祉係長 古谷雅俊 地域包括支援センター所長 荒川智美	
会 議 次 第	1 福祉部長挨拶 2 議題 (1) 平成31年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画の推移について (2) 認知症初期集中支援チーム活動報告 (3) その他	
会 議 結 果	1 について 福祉部次長が挨拶を行った。 2 (1) について 事務局が平成31年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画の推移についての説明を行った。 ○意見・質疑 委員：総合相談業務について。 説明の中で「高齢者が」という表現があったが、高齢者に限った相談というイメージを受けた。今、地域共生社会という中での総合相談窓口ということで、包括として高齢者のみならず障害者や子供など、「高齢者等」ということでいろいろ	

な相談をワンストップで受けていただきたい。

生活支援体制整備事業について。

第二層が 11 か所ということで小学校区を考えておられるのだと思う。コーディネーター配置も考えておられると思うが、ここには包括の職員も関わっていくと思う。

説明の中で地域ケア会議の話もあった。地域ケア会議には個別会議と地域推進会議とがあると思うが、役割として包括の職員とコーディネーターとの住み分けはどうなっているか。そのような事前の協議などはあるか。

包括がすべて担うというのは業務が多くなると思うのでバランスをとっていくといいと思う。

事務局：総合相談業務について。

高齢者という表現をしたが、もちろん相談を受けるのは高齢者だけではない。包括はワンストップの相談窓口という機能がある。実際障害や精神疾患など様々な相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行っている。包括の職員も多様な視点を持つ重要性を意識して対応できるようにしていきたい。

地域ケア会議について

包括では個別会議を開催しており、個別会議で抽出された地域課題を地域の会議などで検討していただくという流れになっている。本市には地域ケア推進会議という名称の会議はなく、既存の会議、高齢者保健福祉推進会議や在宅医療・介護連携推進事業の会議、協議体などがそれにあたるかと考えている。包括は地区の担当がそれぞれの協議体に関わっていくことになると思うが、コーディネーターとも連携を取り役割分担をするなどしていきたい。

委員：地域ふれあい型サービスの体制が整っていないということだったが、通所型の地域ふれあい型サービスはどのような方が対象となるのか。

事務局：地域ふれあい型は住民主体となり、通所型については介護予防に資する活動をするを想定している。例えばいきいき百歳体操を実施する住民運営通いの場に事業対象者や要支援者で利用するようなことも考えられる。

委員：地域ふれあい型サービスの主体について、どのような主体を考えているのか。

事務局：あくまでも住民主体ということなので特にこれというものはない。

委員：現在地域で百歳体操を行っている。週 1 回で素人ばかりで

	<p>行っているが、市の方や介護予防応援隊の方が来てくれている。</p> <p>事務局：地域ふれあい型は、例えば地域住民や自治会有志などさまざまな主体が考えられると思うが、地域ふれあい型サービスとして運用する場合は、利用者に事業対象者や要支援者がいる必要があることや手続き的なことが必要となる。</p> <p>委員：地域で作りたい、となった場合、そのあたりの手続きを行えば補助は出るということか。</p> <p>事務局：市が定めている要綱に合致すれば申請を出していただくことで地域ふれあい型サービスということになる。</p> <p>委員：サロンと百歳体操は違うのか。</p> <p>事務局：サロンは社協が立ち上げ支援をしている。市が支援をしている百歳体操は、週1回以上行っていただくことで市が体力測定などの支援を行っている。サロンでも週1回実施するということであれば支援を行うことができる。</p> <p>委員：地域で活動されているところはあるが、地域ふれあい型になるためにはハードルがあるように感じる。市のほうから、働きかけがあるといいのかもしれない。</p> <p>委員：地域で百歳体操やサロンをしても、参加者が要支援なのかどうかは実際わからない。</p> <p>委員：120件の見込みは、どこにどのくらい設置するなどの想定はあるか。いきいき百歳体操は平成29年度で58か所の設置とあるが、今だいたい何人くらいの方が利用されているのか。</p> <p>事務局：いきいき百歳体操は現在68か所あり、全体で1000人程度参加されている。一か所あたり平均16人前後の参加。いきいき百歳体操の場に要支援者等が利用されることもあると思われるが、総合事業のサービスとして利用するとなると、事業所として申請登録し、ケアプランに基づいて利用する、など条件を満たすことが必要となる。</p> <p>委員：ふれあい型と認定される場合に法人格はいるのか。</p> <p>事務局：法人格は必要ない。</p> <p>委員：プランは包括が作成するのか。</p> <p>事務局：包括が作成する。</p> <p>事務局：地域ふれあい型は、総合事業のサービスとしてある一定の基準を満たしたものに助成するものなので、なるべくハードルを下げているが、なかなか現実的には難しいという現状がある。</p>
--	---

委員：できれば歩いて行ける場所であればいいという考えか。  
事務局：そう考えている。  
委員：事業所として申請をして登録した場合、総合事業の対象者の利用がなかった月は補助がないのか。  
事務局：その通り。  
委員：時間の制約はあるのか。  
事務局：おおむね2時間以上を想定している。  
委員：今いきいき百歳体操を頑張っておられるところで、地域ふれあい型に該当するところがあるのかもしれない、と感じた。いきいき百歳体操されているところに手続きの説明をされてみてもいいのかな、と思う。  
委員：訪問型の地域ふれあい型とはどのようなサービスなのか。  
事務局：ゴミ出しや電球の交換など、専門職でなくてもできる簡易な支援を想定している。  
委員：認知症の人を介護されている方が、買い物に行くのに1～2時間見てほしい、というような時も利用できるのか。  
事務局：認知症の程度や症状などにより、地域ふれあい型が適切でない場合もあると考える。  
委員：このケースの場合、サービス利用というより地域との関係性の中で「ちょっと見ておいて」などお願いできるといいのでは、と思う。  
また、サービスの場所まで自分でいけない場合、いろんなサービスを組み合わせる、例えば移送サービスなどがあれば行ける場合もあるのではないか、とも考える。  
事務局：他市では社会福祉法人が移送サービスをしている事例もある。本市においても研究したい。  
事務局：地域ふれあい型については、まだ事例もなく、これと云ってお示しできる形がないのが現状。次回にはもう少し具体的な説明ができるようにしたいと思う。  
委員：了承した。

## 2 (2) について

認知症初期集中支援チームの活動報告について、事務局が説明を行った。

### ○意見・質疑

委員：広島などでは「オレンジドクター」の登録があり、取り組んでいるようだ。医師会も力を入れている。(情報提供)

	<p>3 (3) について 事務局からの説明なし。</p> <p>○意見・質疑 なし</p> <p>～ 閉会 ～</p>
--	--